

学校における熱中症対策の強化について

南砺市立井波中学校

近年、地球温暖化の影響で夏季の気温が上昇し、大人の職場でも熱中症が増加しています。令和7年6月1日から労働安全衛生規則が改正され、職場での熱中症対策が義務化されました。これにならない、保健体育の授業や部活動等、運動負荷の高い中学校で、注意すべきことを再確認し、対策していくことにしました。

学校でも以下のように指導していきますが、家庭での協力が不可欠となります。お子さんの生活の様子をみながら、お声かけをぜひお願いします。

【指導・確認事項】

発生させないために



- (1) 日頃の体調管理に注意する。
 - ① 睡眠、食事、水分をしっかりと、暑さに負けない体づくりを行う。
- (2) 登下校時の暑さ対策について指導する。
 - ① テレビやネット等で、天気や暑さ指数の情報を確認する。
 - ② 必要に応じて、帽子や日傘、ネッククーラー等を利用する。
- (3) 効率のよいエアコンの活用を考える。
 - ① 登校時に教室が涼くなっているようタイマー設定をする。
 - ② 屋外やエアコンのない場所で活動する際、すぐにクールダウンできるように、近くの教室のエアコンを入れておく。
- (4) 暑さ指数や警戒アラートについて
 - ① 熱中症情報サイト等で暑さ指数を確認する。
 - ② WBGT測定機器を用い、場所や時間に対応した詳細な情報を得て、表示する。(9時と15時)
 - ③ 生徒玄関に暑さ指数を表示し、視覚的に注意を促す。

日頃から意識して、生活・登下校するよう指導していきます。

発生!発生?の場合

- (1) 見付ける。
 - ① 自覚症状(頭痛、めまい、吐き気、筋肉の硬直等)
 - ② 他覚症状(ふらつき、イライラ、大量の発汗、ボーっとしている等)
- (2) 判断する。
 - ① 意識の有無、症状から判断する。
 - ② 判断しづらい、怪しいと思われる場合も対処する。
- (3) 対処する。
 - ① 涼しい部屋へ連れて行き、給水、身体冷却を行う。
 - ② 周囲の人を呼び、複数で対応(対象者を一人にしない)する。
 - ③ 段階に応じて、保護者へ連絡、一人で帰さない。
 - ④ 管理職に報告し、必要に応じて緊急車を要請する。



「もしも」の場合を想定して心構えをしておきます。

参考:厚生労働省リーフレット

【熱中症警戒アラートが発表された場合】 前日17時発表

- ・ 生徒は下校しているので、学校から連絡はしない。
- ・ 翌日は通常通りに登校し、主にエアコンのある場所で活動とする。



【熱中症特別警戒アラートが発表された場合】 前日14時発表

- ・ 帰りの会で生徒へアラートの発表を連絡する。
- ・ 対応の詳細については、井波小学校及び井波中学校育友会と相談の上、tetoruで連絡(16:40)する。(いつも以上の暑さ対策の準備や臨時休業の有無等)
- ・ 週休日や夏季休業中に発表された場合、部活動はなし(校内外問わず)とする。